武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書
中間のまとめ

○パブリックコメント募集

募集期間：令和2年 12 月 15 日(火)から令和3年1月4日(月)まで(必着)

提出方法：氏名・住所・電話番号を明記のうえ、E メール、FAX、郵送、直接持参
いずれかの方法でご提出ください。

提 出 先：武蔵野市立男女平等推進センター
〒180-0022　武蔵野市境2－3－7　市民会館1階
開館時間　午前9時～午後 10 時(木曜・1/29～1/3 を除く。)
E メール：danjo@city.musashino.lg.jp
TEL：0422-37-3410／FAX：0422-38-6239

閲　　覧：概要版配布…男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター
各図書館、コミュニティセンター
全文閲覧　…男女平等推進センター、市政資料コーナー、各図書館
市ホームページに掲載

○市民説明会

昼 間　令和2年 12 月 19 日(土)午後2時～4時　市民会議室ゼロワンホール
武蔵野商工会館(4階)

夜 間　令和2年 12 月 21 日(月)午後6時～8時　男女平等推進センター会議室
市民会館(1階)

令和2年 12 月

武蔵野市男女平等推進審議会

目次

はじめに **1**
武蔵野市の現状 **1**
論点1　パートナーシップ制度の目的と根拠規定 **2**
1-1　制度の目的 2
1-2　根拠規定を何に置くか 2
論点2　制度のあり方 **4**
2-1　制度の種類 4
2-2　制度の対象者 5
2-3　市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項 5
論点3　申請要件 **6**
3-1　居住地 6
3-2　その他の申請要件 6
論点4　証明書等の交付に関すること **7**
4-1　提出書類 7
4-2　通称使用の可否 7
4-3　手数料 8
4-4　名称・発行形式 8
4-5　パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法 8
4-6　紛失・届出事項変更時の届出 9
論点5　有効性に関すること **10**
5-1　宣誓書等の保存期間 10
5-2　パートナー解消時の取扱い 10
5-3　転出時の取扱い 11
5-4　パートナー死亡時の取扱い 11
5-5　取消の取扱い 11
論点6　他の自治体との相互利用について **12**
参考資料 **13**
1　武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿 13
2　武蔵野市男女平等推進審議会審議経過と今後の予定 14
3　これまでの武蔵野市の取り組みと今後の予定 15
4　他自治体におけるパートナーシップ制度導入状況 16

はじめに

武蔵野市では、平成 29 年に施行した「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会が男女平等施策の進捗状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら、事業を推進してきました。この度、同条例第 22 条の規定に基づき、市長から「パートナーシップ制度導入に関することについて」の諮問を令和2年6月5日に受け、検討を進めてまいりました。

武蔵野市第四次男女平等推進計画（令和元年度～令和5年度）においても、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを基本施策に掲げ、新規施策として性的マイノリティ等への支援に取り組んでいます。令和元年 10 月 29 日には、「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言　レインボー　ムサシノシ宣言」を行ったところです。

第四次男女平等推進計画の目指すべき将来像「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を目指し、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築することを踏まえ、パートナーシップ制度の導入について検討し、審議状況を「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書　中間のまとめ」としてまとめましたので、次のとおり報告します。

武蔵野市の現状

（1）武蔵野市男女平等の推進に関する条例を制定（平成 29 年4月施行）

男女の別だけではない多様な性のあり方について条例で規定し、「性別等」と定義したうえで、あらゆる分野における、性別等に関わりない男女平等社会の実現を目的とした。

「性別等」：男女の別だけではない多様な性のあり方（性自認（自らの性別に関する認識をいう。）及び性的指向（恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。）を含む。）。

（2）武蔵野市男女平等に関する意識調査の実施（平成 29 年度）

調査結果によると、性的マイノリティの人の人権を守るために必要な方策としては、「性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する」が全体で 49.8％と一番多く、女性（54.4％）、男性（46.3％）別でも一番多くなる結果であった。また続いて、「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」（全体で 50.7％）、「相談・支援体制を充実させる」（同 36.7％）であった。

（3）武蔵野市第四次男女平等推進計画（令和元年度～令和5年度）の策定

基本目標1基本施策3に新規施策として「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を掲げ、施策（2）「性的マイノリティ等への支援」として、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記した。

（4）武蔵野市第六期長期計画（令和2年度～令和11年度）の策定

武蔵野市長期計画条例に基づく市の最上位計画「武蔵野市第六期長期計画（令和2年度～令和11年度）」の基本目標1に「多様性を認め合う　支え合いのまちづくり」が規定された。当該計画における施策の体系「3平和・文化・市民生活」における基本施策1に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進」において「同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する」ことが明記された。

論点1　パートナーシップ制度の目的と根拠規定

本市のこれまでの取り組みを踏まえ、パートナーシップ制度の導入について検討を行った。審議のなかで、パートナーシップ制度の導入が必要であるとのことから、制度の目的などについての方針案を示す。

1-1　制度の目的

【方針案】

・パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、安心して暮らし続けられることを目的とする。

➢　趣旨・説明

・お互いを人生のパートナーとして日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した真摯な関係性の二人を支援する。

・パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、婚姻制度を利用できない又は利用しづらいこと等による日頃の生きづらさを緩和し、安心して暮らせるようにする。

・異性間も含めることで、性的指向・性自認に関わらず、多様化する生き方や価値観を尊重することにも繋がると考える。

・お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、安心して暮らせることを目的とする制度であるため、民法で規定された婚姻とは異なり、婚姻と同等の法的な権利や義務が発生するものではない。しかし、一人ひとりの命と人権が守られ、多様性を認め合い尊重し合う社会が構築されるよう、市、市民及び事業者等に対し、パートナーシップ制度を最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求めるとともに、意識啓発に努め、市民の人権意識の向上や性の多様性の理解に向けて取り組む。

1-2　根拠規定を何に置くか

【方針案】

・制度の根拠規定は、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。

➢　趣旨・説明

・条例の制定にあたり、議会で議論が丁寧になされ、市の方針として定められるため、制度として安定性がある。

・条例であることにより、市、市民及び事業者等に対して、権利を制限し義務を課す効力がある。

・既存の条例に規定することで、幅広く周知ができ、制度の効果が期待される。

➢　前文に追加すべき事項

・本市の条例においては「性別等」の定義を行うなかで、パートナーシップ制度が作られても対応できるかたちになっている。しかし、本市の一人ひとりを大切にした自治と連携のまちづくりの推進のなかで、昭和60 年に婦人問題懇談会を設置し、それ以来、数次にわたる男女共同参画計画を策定するなど、今日までの長きにわたる男女平等に向けての様々な活動、取り組みを踏まえ、男女平等を特に強調した内容になっている。今回、パートナーシップ制度を導入するにあたり、条例前文において、多様な性のあり方に言及する必要があると考えられる。以上のことから、前文に次の事項を追加することとすべきである。

◎課題事項として、性別等に起因する差別、不平等や暴力があることを記載する。

◎制定趣旨に、「全ての人が」に続いて、「性別等にかかわらず」を加え、互いの人権を尊重することで、「一人ひとりの命と人権が守られる」ことを記載する。

論点2　制度のあり方

2-1　制度の種類

【方針案】

・パートナーシップの宣誓があったときは、宣誓書受理証を交付する。加えて、公正証書等の提出を受けた場合においては、公正証書等受理証を交付する。

➢　趣旨・説明

・申請者2人が、パートナーシップ関係を市長に対して宣誓[1]（宣誓書を提出）し、市は宣誓書等受理証を交付する。併せて公正証書等の提出を受けた場合は、公正証書等受理証を交付する。

・宣誓書受理証に加え、公正証書等受理証の提出も可能とすることで、申請者の希望に合わせた、より多くの方の制度利用が期待される。

・市が宣誓書や公正証書等を受理することで、宣誓者の気持ちを受け止め、2人がパートナーシップの関係であることを確認し、多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築に向けた取り組みを広めていく。

・公正証書等を受理する場合は、次の事項を必須とする。

（1）宣誓しようとする者又は宣誓者の双方について、パートナーシップの関係にある旨を明記した合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面であること。

（2）日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことについて、合意している旨が明記されていること。

・公正証書等で約した事項は、2人の間の契約事項であり、パートナーシップ制度を解消した場合においても、別途解消手続き等を行わない限り、効力は継続することについても周知を促す必要がある。

[1]パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し、お互いを人生のパートナーとして、互いに協力し、扶助し合うことを誓うことをいう。

2-2 制度の対象者

【方針案】

・性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする。

➢ 趣旨・説明

・性的指向・性自認を問わないことで、戸籍上の性が同性であり、かつ性的指向が同性のカップルのみならず、戸籍上の性に違和を感じていることにより、婚姻届けを提出することが困難な方も、制度を利用することができる。

・性別等を問わないことで、事実婚関係にある異性カップルも含め、より幅広い対象者が制度を利用することができる。

2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項

【方針案】

・パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努める。

・アウティング[2]を禁止する。

➢ 趣旨・説明

・市、市民及び事業者等に対し、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求め、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていく必要がある。

・アウティングを禁止することとする。市、市民及び事業者等は、性的指向又は性自認に関する公表を、本人の意思に反して本人に強制すること又は本人の意思に反して禁止することをしてはならない。同時に、本人の意思に反して性的指向又は性自認を第三者に公表してはならない。

[2] 本人の了解を得ずに、他の人に公にしていない性的指向や性自認等を暴露する行動のことをいう。

論点3　申請要件

3-1　居住地

【方針案】

・2人が市内に住所を有する、又は転入の予定（3か月以内）であること。

➢　趣旨・説明

・宣誓する2人が市内に住所を有する（予定含む）ことを求めるとともに、同居を基本とする。

・転入予定者については、転入先住所が確認できる書類の提出を求め、転入予定であることを明記した仮の受理証を交付する。宣誓後3か月以内に住民票の提出を求め、転入の事実確認後、改めて受理証の交付を行う。転入予定者も届け出ることを可能とすることで、今後、共同生活をすることを予定する方が、住居等の準備を整えやすくすることを想定する。

3-2　その他の申請要件

【方針案】

・年齢は成人（満 20 歳以上）に達していること。

（民法改正により、令和4（2022）年4月1日以降は「満 18 歳以上」となる。）

・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。

・近親者でないこと。

➢　趣旨・説明

・年齢要件は、契約など自らの意思で行うことができる「成人」を要件とする。

・民法では近親者間の婚姻を禁止している（734 条：直系血族又は三親等内の傍系血族、735 条：直系姻族、736 条：養子・養親等）。パートナーシップ制度においても、近親者でないことを要件とする。

論点4　証明書等の交付に関すること

4-1　提出書類

【方針案】

・提出書類は、以下の通りとする。

パートナーシップ宣誓書	
パートナーシップ制度届出にあたっての確認書	
本人確認ができる書類	
独身を証明する書類	戸籍謄本または戸籍抄本（発行から3か月以内）
	独身証明書（発行から6か月以内）
住民票（写し含む、発行から3か月以内）または住民基本台帳カード	
公正証書等写し（希望者のみ）	

➢　趣旨・説明

・申請できる対象者の要件確認書類は、独身であることを証明するための「戸籍謄本または戸籍抄本」、「独身証明書」や「住民票（写し含む）または住民基本台帳カード」に加え、「本人確認ができる書類」としている。

・外国籍の方が制度を利用する際は、婚姻要件具備証明書（独身証明書）の提出も求める。

・公正証書等は、写しを受理し、原本は返却することを想定する。

4-2　通称使用の可否

【方針案】

・戸籍上の氏名だけでなく、通称名も使用可とする。

・通称名を使用した場合においては、受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

➢　趣旨・説明

・性自認に違和を感じている方に対し、戸籍上の氏名への違和感などに配慮するため、 性自認と同一であり社会生活上日常的に使用している氏名（通称名）を尊重する必要がある。

・通称名を使用する場合は、通称名の確認ができる書類の提示を求め、交付する受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

4-3 手数料

【方針案】

・宣誓に伴う手続き及び受理証（A4版）の交付は無料とする。

・携帯用の受理証の交付を希望する場合や、宣誓書受理証の交付に加え、公正証書等受理証を交付する場合は、発行手数料を徴収する。

➢ 趣旨・説明

・パートナーシップ宣誓は、住民票や戸籍の記載の変更を伴わないことにより、宣誓を行った場合においても、宣誓した2人の関係性が示されるものとはならない。そのため、宣誓に伴う手続きに加え、2人の関係性を示す書類となる宣誓書受理証（A4版）の交付は、無料とする。

・宣誓書受理証（A4版）に加え、携帯サイズの宣誓書受理証の交付や公正証書等受理証の交付を行う場合は、本市発行の各種証明書等発行手数料を勘案し、適切な額で手数料を定めるものとする。

4-4 名称・発行形式

【方針案】

・名称は、「武蔵野市パートナーシップ制度（仮称）」を候補とする。

・受理証は A4サイズと携帯できるサイズを発行する。

➢ 趣旨・説明

・携帯できるカードサイズの受理証を発行することで、利便性を高める。

4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法

【方針案】

・事前予約のうえ、男女平等推進センターに届け出るものとする。

・2人で届け出ることを基本とし、必要書類を添付したうえで、市長に対し宣誓を行う。

➢ 趣旨・説明

・宣誓等の申請受付窓口は、男女平等推進センターとする。

・申請書類の内容や本人確認について直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続とせず、2人揃って男女平等推進センターで手続きをする。

4-6 紛失・届出事項変更時の届出

【方針案】

・紛失時には再交付申請書等、関係必要書類の提出を求める。

・届出事項に変更が生じた場合は、届出事項変更届等、関係必要書類の提出を求める。

➢ 趣旨・説明

・紛失・届出事項変更時の届け出は1人でも可とする。

・紛失及び届出事項に変更が生じた場合は、本人確認書類の提示と戸籍や住民票等の必要書類の提出を求める。

論点5　有効性に関すること

5-1　宣誓書等の保存期間

【方針案】
・30 年保存とする。

➢　趣旨・説明

・宣誓書は、2人が市長に対し行った宣誓であるため、宣誓書等受理後、市の保存年限の最長区分である 30 年保存とする。
・受理証に宣誓書等の保存期間は、30 年保存であることを明記する。

5-2　パートナー解消時の取扱い

【方針案】
・パートナー解消時に届け出る仕組みとする。なお、1人で届け出ることも可能とし、原則として、届け出の事実のあったことを双方に通知する。

➢　趣旨・説明

・制度の有効性を担保するため、解消時に届出及び受理証の返還を求める。
・パートナー解消時の届け出は、1人での届け出も可能とし、届け出の事実があったことは、原則として通知する。

5-3 転出時の取扱い

【方針案】

・転出時に届け出る仕組みとする。なお、1人で届け出ることも可能とし、原則として、届け出の事実のあったことを双方に通知する。

➢ 趣旨・説明

・制度の有効性を担保するため、転出時に届け出を求める。
・届け出があった場合は、受理証の返還を求める。
・転出時の届け出は、1人での届け出も可能とし、届け出の事実があったことは、原則として、通知する。

5-4 パートナー死亡時の取扱い

【方針案】

・死亡時に届け出る仕組みとする。

➢ 趣旨・説明

・制度の有効性を担保するため、死亡時に届け出を求める。
・届け出があった場合、受理証の提示は求めるが、心情に配慮し返還については任意とする。

5-5 取消の取扱い

【方針案】

・虚偽その他不正な方法により、受理証の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は受理証を不正に使用した場合は、取り消すことのできる仕組みとする。

➢ 趣旨・説明

・受理証の有効性を担保する必要がある。
・取り消しを行った場合は、直ちに受理証の返還を求めるものとする。

論点6　他の自治体との相互利用について

【方針案】

・近隣の状況を踏まえて検討する。

➢　趣旨・説明

・相互利用が可能となった場合、連携する自治体が連名で協力や支援の依頼を行うことができるため、依頼の効力が高まる。また、効果の広域化が図られる。

・連携する場合、連携する自治体とパートナーシップ制度の要件や記載必要事項等の統一を検討する必要がある。

参考資料

1　武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿

任期：平成 31(2019)年4月1日から令和3(2021)年3月 31 日

（敬称略、五十音順、◎会長・〇副会長）

№.	区分	氏名	主な職歴・所属
1	事業所関係	いとう　たかこ 伊藤　隆子	武蔵野硝子株式会社代表取締役
2	保健・医療	おおた　しずか 大田　静香	武蔵野市助産師会会長
3	学校教育	おざわ　やすと 小澤　泰斗	武蔵野市教育委員会統括指導主事
4	学識	けんじょう　えいこ ◎権丈　英子	亜細亜大学副学長
5	弁護士	こばやし　ともこ 〇小林　智子	弁護士（かえで通り法律事務所）
6	公募市民	たかぎ　のりこ 髙木　紀子	公募委員
7	市民団体	たけうち　すえこ 竹内　寿恵子	むさしの男女平等推進市民協議会副会長
8	公募市民	たけだ　けんご 武田　謙吾	公募委員
9	相談関係	なかむら　としこ 中村　敏子	特定非営利活動法人　女性のスペース結代表理事
10	福祉関係	みかみ　よしき 三上　義樹	高齢者介護総合福祉施設緑寿園・緑寿園ケアセンター　施設長
11	学識	わたなべ　だいすけ 渡辺　大輔	埼玉大学基盤教育研究センター　准教授

２ 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過と今後の予定

回 数	開 催 日	内 容
第 1 回	令和2年6月5日（金）	・パートナーシップ制度に関する講話 ・武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会検討報告等
第 2 回	令和2年7月9日（木）	・パートナーシップ制度の果たす役割について ・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
第 3 回	令和2年8月6日（木）	・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
第 4 回	令和2年9月4日（金）	・パートナーシップ制度導入検討論点整理について
第 5 回	令和2年 10 月5日（月）	・中間のまとめ（たたき台）について
第 6 回	令和2年 11 月6日（金）	・中間のまとめ（案）について
第 7 回	令和2年12月上旬予定	・中間のまとめについて
第 8 回	令和3年1月上旬予定	・行政報告結果の反映について
第 9 回	令和3年2月上旬予定	・パブリックコメント、市民説明会、職員アンケートの結果の反映について
第 10 回	令和3年2月下旬予定	・報告書最終案について
	令和3年3月予定	・市長への答申

3 これまでの武蔵野市の取り組みと今後の予定　※平成 29(2017)年度から令和2(2020)年度

日付	内 容
平成 29 年4月1日	武蔵野市男女平等の推進に関する条例施行
平成 29 年 12 月9日	映画「シングルマン」上映とトークカフェ
平成29年12月8日・10 日	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)
平成 30 年 12 月9日	映画「カランコエの花」上映とトークカフェ ファリシテータ　原　ミナ汰氏(共生ネット代表)
平成30年12月9日・11 日	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)
平成 31 年 4 月1日	武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和5年度)計画期間開始
令和元年 10 月9日	にじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)定期実施開始 毎月第2水曜日　17 時 30 分～20 時 30 分
令和元年 10 月 29 日	市長による「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言　レインボー　ムサシノシ宣言」宣言書署名及び宣言
令和元年 10 月 29 日	管理職を対象とした LGBT や多様性理解のための職員研修 講師　原　ミナ汰氏(共生ネット代表)
令和元年 11 月 15 日	第1回武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会(※1) ・研究会スケジュール・パートナーシップ制度導入自治体における取り組み状況・意見交換など
令和元年 12 月5日	コミュニティ研究連絡会にて「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言　レインボー　ムサシノシ宣言」周知及び宣言書掲示依頼
令和元年 12 月 12 日	定例校長会にて「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言　レインボー　ムサシノシ宣言」周知及び宣言書掲示依頼
令和元年 12 月 23 日	第2回武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会 ・課題出し・パートナーシップ制度導入検討・意見交換など
令和2年1月 31 日	福祉施設における LGBT や多様性理解のための研修会 講師　原　ミナ汰氏(共生ネット代表)
令和2年2月 14 日	第3回武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会 ・多様な性を生きる方々の生きづらさについて講話 講師　丸山　真由氏(Lag 代表) ・課題出し・パートナーシップ制度導入検討・意見交換など
令和2年3月中旬	『まなこ』108 号にて「性の多様性を認め合うまちへ　レインボー　ムサシノシ宣言」特集
令和2年6月5日	市長により男女平等推進審議会へ「パートナーシップ制度導入に関することについて」諮問
令和3年1月予定	映画「弟の夫」上映とトークカフェ（共催：武蔵野プレイス）
令和3年2月予定	性の多様性理解のための職員実務者研修 「アライ」って何だ？ ～多様性を認め合い尊重し合うために私たちにできること～(仮称) 講師　渡辺　大輔氏(埼玉大学基盤教育研究センター准教授)
2月下旬から3月上旬予定	男女共同参画フォーラム 2020 における LGBT 啓発パネル展示(市役所ロビー・市民会館ロビー)

(※1)設置期間：令和元年7月 29 日～令和4年3月 31 日

4 他自治体におけるパートナーシップ制度導入状況

・パートナーシップ制度を導入している自治体は、全国で 65 自治体（令和2年 11 月 16 日時点）。
・都道府県別にみると、パートナーシップ制度を導入している自治体が最も多いのは東京都で 10 自治体。
・日本の人口（125,138,033 人（令和2年1月1日時点））のうち、パートナーシップ制度を導入している自治体の人口の合計は、38,705,005 人（令和2年1月1日時点）で、全体の 30.4%の人が、パートナーシップ制度を利用できる状況である。

パートナーシップ制度導入自治体一覧（令和2年 11 月 16 日時点）

No.	開始時期	自治体名	根拠規定		人口※2（令和2年1月1日時点）	交付件数※3（令和2年9月30 日時点）
			条例	要綱		
1	平成 27 年 11 月	渋谷区（東京都）	○		229,671 人	50 組
2	平成 27 年 11 月	世田谷区（東京都）		○	917,486 人	128 組
3	平成 28 年4月	伊賀市（三重県）		○	91,230 人	5組
4	平成 28 年6月	宝塚市（兵庫県）		○	234,044 人	10 組
5	平成 28 年7月	那覇市（沖縄県）		○	322,011 人	33 組
6	平成 29 年6月	札幌市（北海道）		○	1,959,313 人	104 組
7	平成 30 年4月	福岡市（福岡県）		○	1,554,229 人	77 組
8	平成 30 年7月	大阪市（大阪府）		○	2,730,420 人	237 組
9	平成 30 年8月	中野区（東京都）		○	335,234 人	63 組
10	平成 31 年1月	大泉町（群馬県）		○	41,987 人	1組
11	平成 31 年1月	千葉市（千葉県）		○	972,516 人	75 組
12	平成 31 年4月	堺市（大阪府）		○	834,787 人	21 組
13	平成 31 年4月	熊本市（熊本県）		○	733,721 人	2組
14	平成 31 年4月	府中市（東京都）		○	260,232 人	8組
15	平成 31 年4月	横須賀市（神奈川県）		○	401,050 人	17 組
16	平成 31 年4月	総社市（岡山県）	○		69,338 人	2組
17	平成 31 年4月	小田原市（神奈川県）		○	190,580 人	6組
18	平成 31 年4月	枚方市（大阪府）		○	401,074 人	11 組
19	平成 31 年4月	江戸川区（東京都）		○	700,079 人	15 組
20	平成 31 年4月	豊島区（東京都）	○		290,246 人	32 組
21	令和元年6月	鹿沼市（栃木県）		○	97,288 人	1組
22	令和元年6月	宮崎市（宮崎県）		○	402,632 人	12 組
23	令和元年7月	茨城県		○	2,921,436 人	34 組
24	令和元年7月	北九州市（福岡県）		○	950,602 人	13 組
25	令和元年9月	西尾市（愛知県）		○	172,350 人	0組
26	令和元年9月	長崎市（長崎県）		○	416,405 人	5組
27	令和元年 10 月	三田市（兵庫県）		○	111,934 人	3組
28	令和元年 11 月	交野市（大阪府）		○	77,632 人	1組
29	令和元年 12 月	大東市（大阪府）		○	120,285 人	1組
30	令和元年 12 月	横浜市（神奈川県）		○	3,754,772 人	113 組
31	令和元年 12 月	鎌倉市（神奈川県）		○	176,408 人	5組
32	令和2年1月	三豊市（香川県）		○	65,239 人	3組
33	令和2年1月	尼崎市（兵庫県）		○	463,262 人	12 組
34	令和2年1月	大阪府		○	8,849,635 人	46 組
35	令和2年4月	さいたま市（埼玉県）		○	1,314,145 人	16 組
36	令和2年4月	港区（東京都）	○		260,379 人	8組

37	令和2年4月	文京区(東京都)		○	226,114 人	6組
38	令和2年4月	逗子市(神奈川県)		○	59,525 人	1組
39	令和2年4月	相模原市(神奈川県)		○※1	718,300 人	11 組
40	令和2年4月	新潟市(新潟県)		○	788,465 人	7組
41	令和2年4月	浜松市(静岡県)		○	802,527 人	22 組
42	令和2年4月	大和郡山市(奈良県)		○	85,871 人	0組
43	令和2年4月	奈良市(奈良県)		○	356,027 人	3組
44	令和2年4月	高松市(香川県)		○	427,131 人	6組
45	令和2年4月	徳島市(徳島県)		○	253,054 人	4組
46	令和2年4月	古賀市(福岡県)		○	59,522 人	2組
47	令和2年4月	木城町(宮崎県)		○	5,181人	0組
48	令和2年5月	豊明市(愛知県)		○	69,009 人	1組
49	令和2年5月	川越市(埼玉県)		○	353,301 人	9組
50	令和2年5月	伊丹市(兵庫県)		○	203,539 人	2組
51	令和2年5月	芦屋市(兵庫県)		○	95,775 人	1組
52	令和2年7月	岡山市(岡山県)		○	708,973 人	5組
53	令和2年7月	川崎市(神奈川県)		○	1,514,299 人	19 組
54	令和2年7月	葉山町(神奈川県)		○	32,994 人	3組
55	令和2年7月	いなべ市(三重県)	○		45,713 人	0組
56	令和2年7月	富田林市(大阪府)		○	111,033 人	2組
57	令和2年8月	川西市(兵庫県)		○	157,432 人	0組
58	令和2年9月	京都市(京都府)		○	1,409,702 人	27 組
59	令和2年9月	貝塚市(大阪府)		○	86,276 人	0組
60	令和2年 10 月	坂戸市(埼玉県)		○	101,026 人	—※5
61	令和2年 10 月	小金井市(東京都)		○	122,306 人	—※5
62	令和2年 11 月	北本市(埼玉県)		○	66,171 人	—※5
63	令和2年 11 月	栃木市(栃木県)		○	159,951 人	—※5
64	令和2年 11 月	松戸市(千葉県)		○	498,473 人	—※5
65	令和2年 11 月	国分寺市(東京都)		○	125,170 人	—※5
		合計	5件	60 件	38,705,005 人※4	1,301 組

※1 規則で定めている。

※2 住民基本台帳人口(令和2年1月1日時点)

※3 交付件数の出典「(c) 渋谷区・認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ 2020」

※4 総人口は、大阪府内でパートナーシップ制度を導入している自治体(大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、富田林市、大東市、交野市)の人口を除いた人数

※5 制度開始が 10 月1日以降(「渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」(令和2年9月 30 日時点))のため、「－」で記載している。

武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ
令和2年 12 月
発行　武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター
〒180-0022　武蔵野市境 2-3-7 市民会館1階
電話　0422-37-3410